

随意契約（相手方指定）調書

件名	サンパール荒川移転・再整備検討に係る基礎調査等 業務委託	№5200476
工（納）期	令和9年3月31日	
契約締結日	令和8年6月23日	
契約金額	22,110,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社石本建築事務所 東京オフィス (法人番号：6010001010636)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	サンパール荒川移転・再整備検討に係る基礎調査等業務委託
指名業者 (案)	名 称 株式会社石本建築事務所 東京オフィス 代表者 オフィス代表 白井俊明 所在地 東京都千代田区九段南4-6-12
特命理由	本件は、サンパール荒川の移転・再整備にあたり、令和9年度以降、新ホール整備基本構想・基本計画の策定を進めていくため、ニーズや収益調査及び調査結果を踏まえたボリューム検討について委託を行うものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 本業務のボリューム等検討調査の配置計画や規模を検討している敷地の現状と課題を的確に把握したうえで業務を進めることが求められており、上記業者は既に受託している荒川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定支援業務委託を通して、敷地の状況や課題・関係法令等をより深く検証し、熟知している。 また、同一敷地内かつ限られた敷地面積において、新庁舎と新ホールの2つの建物の整備を検討しており、一部機能の共有や複合化も想定されるため、複雑に関係する2つの計画をより効果的・効率的に本業務を進めることができるのは上記業者に限られる。 ② 上記業者が履行中の荒川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定支援業務委託の評価も良好であり、荒川区以外に公立文化ホール設計を多数受託しているため、蓄積された幅広い経験や知識を活かすことで本業務の質の高い業務履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)